

令和4年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園

園長 島田 洋子

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和3年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園 （教育標準時間認定）

令和3年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	160,320円	160,320円	143,930円
	5月	159,870円	159,870円	143,480円
	6月	160,320円	160,320円	143,930円
	7月	157,770円	157,770円	141,380円
	8月	160,320円	160,320円	143,930円
	9月	150,620円	150,620円	142,330円
	10月	137,900円	137,900円	129,610円
	11月	137,900円	137,900円	129,610円
	12月	193,040円	143,440円	127,050円
	1月	192,810円	143,210円	126,820円
	2月	192,590円	142,990円	126,600円
	3月	202,200円	152,600円	136,210円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から〔その月における施設での副食提供日数×225円〕を、減じた額となります。

ゆたか保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和3年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	197,500円	116,560円	64,430円	48,550円
	5月	197,500円	116,560円	64,430円	48,550円
	6月	197,540円	116,600円	64,470円	48,590円
	7月	197,420円	116,480円	64,350円	48,470円
	8月	197,300円	116,360円	64,230円	48,350円
	9月	197,000円	116,060円	55,990円	48,050円
	10月	197,000円	116,060円	55,990円	48,050円
	11月	196,970円	116,030円	55,960円	48,020円
	12月	197,000円	116,060円	63,930円	48,050円
	1月	197,070円	116,130円	64,000円	48,120円
	2月	197,040円	116,100円	63,970円	48,090円
	3月	197,940円	117,000円	64,870円	48,990円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	192,870円	111,930円	59,800円	43,920円
	5月	192,870円	111,930円	59,800円	43,920円
	6月	192,910円	111,970円	59,840円	43,960円
	7月	192,790円	111,850円	59,720円	43,840円
	8月	192,670円	111,730円	59,600円	43,720円
	9月	192,370円	111,430円	51,360円	43,420円
	10月	192,370円	111,430円	51,360円	43,420円
	11月	192,340円	111,400円	51,330円	43,390円
	12月	192,370円	111,430円	59,300円	43,420円
	1月	192,440円	111,500円	59,370円	43,490円
	2月	192,410円	111,470円	59,340円	43,460円
	3月	193,310円	112,370円	60,240円	44,360円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から、4,500円を減じた額となります。